

自由民主党中小印刷産業振興議員連盟の総会が開催される ～官公需取引の改善に大きな一歩、実効性の確保が重要～

5月26日（木）午前8時から自由民主党本部で、中小印刷産業振興議員連盟（中曽根弘文会長）の総会が議員31名の出席の下に開催された。はじめに中曽根会長が「印刷議連も様々な課題に取り組み成果が上がってきた。印刷業界の重要性は言うまでもないが、どの産業とも取引がある中で、特に官庁との取引において課題がある。忌憚のない意見交換を行って議員連盟としての仕事をしっかり行っていきたい」と挨拶。続いて伊藤達也幹事長



から「議連には現在118人が参加している。中小印刷業は極めて重要な産業であり、今年も力を合わせて振興のために活動していきたい。昨年、全印工連から4つの具体的な要望が出ており、経産省が調査・分析を行った。今日は、経産省および中企庁から対応策の説明が行われる。皆さんと議論して対応策の実効性を確保するため、議連として力を発揮して行きたい」と挨拶、次に業界を代表して全印工連の臼田会長から、昨年5月に官公需取引における問題点を4つ指摘し、実効性のある対応について要望した。そのうち、印刷会社の財産権の保護に関しては、その後、経済産業省でその適切な取り扱いにつき、問題解決のため調査事業を行った。我々の要望を取り上げていただいたことにつき、議員の皆さまのご尽力とともに経済産業省に対しても深く御礼申しあげる。本日は、経済産業省から、調査事業の結果に基づき、7月に閣議決定する予定の「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」のなかに、知的財産権の適切な取り扱いについて、どのような表現で盛り込む予定なのか、その点を伺えるということで大いに期待している。また、次の段階としては、盛り込んだ内容を如何に各自治体に周知していくのか、その点についても今から考えていかなければならない課題であり、全印工連としても知恵を出していきたいと挨拶した。

この後、経済産業省および中小企業庁から資料を基に次のような説明が行われた。

全印工連から要望した官公需取引における課題への対応として、①「資材値上げの価格転嫁を確実に履行すること」に対しては、「印刷発注に当たり、適正な単価設定のために参照することが望ましい情報を『契約の方針』の解説に記載した。予定価格は、過去の契約価格のみを参考にすることは厳に避け、「積算資料」「月間物価資料」といった料金表の最新号による積算や複数の参考見積もりに基づく予定価格の算出が期待される」、②「地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用」に対しては、「地域の印刷業者と優先的に契約をしている自治体の発注事例を記載した。今後、分かりやすい事例集（好事例）の製作を検討中であり、印刷に係る小額随意契約や地元優先発注の事例を紹介する」、③「低価格競争防止策の導入」に対しては、「印刷を含む役務契約（製造その他請負）についても、最低制限価格制度等の対象となり得ることを、基本方針及びその解説に明記した。国等は、地方公共団体における役務の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の適切な活用が促進されるよう努める」、④「財産権の保護」

に対しては、「官公需における印刷契約において、受注者の著作権の財産的価値を認めること、発注者の著作権の利用目的を明確にすること、コンテンツ版バイ・ドール契約（※1）を推進する。官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」及び関連資料において、著作権の財産的価値等への配慮が進展するよう、必要な措置を追記。これに基づき、国、独立行政法人及び地方自治体に対して周知していく」。そして、今後のスケジュールとしては、平成29年6月上旬に印刷に係る請負契約の整理（経産省内マニュアルの作成等）、6月中に関係各省との調整、7月に平成29年度「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の改正（閣議決定）、8～10月に同基本方針の改正につき、全国説明会（自治体、組合等）を行うとした。

この報告を受けて、全印工連から追加要望が行われた。1つは印刷用データ等の中間生成物の譲渡についても財産的価値を認めてほしい。経済産業省では、民間取引のガイドラインとして、「印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を発表しているが、この中にも知的財産権の取り扱いについて記載されている。今年3月にこのガイドラインは改定されたが、改定内容を見ると、著作権等の譲渡にあたっては財産的価値を認める、という表現以外に「印刷用データ等の中間生成物の譲渡についても財産的価値を認めること」と記載されているので、「契約の方針」にも、著作権とともに中間生成物の財産的価値を認めるといった表現を盛り込んでほしい。2つ目は、著作者人格権の不行使を安易に求めないこと。著作権の利用目的を明確にするといったことで、著作者人格権の不行使に一定の歯止めがかかると思うが、著作者人格権の不行使を安易に求めないといったことも盛り込んでほしい。



また、それ以外として、3点目は、新しい祝日の発表が遅れるとカレンダーや手帳などの印刷物製作に大きな支障が生じることから、「国民の祝日」の発表を今年の12月、遅くとも来年1月には発表していただきたい。4点目は、経済産業省として、中小印刷産業のビジョンや成長戦略を示してほしい。これらについては、全印工連として積極的に協力するといった要望を行った。

その後、出席した議員から活発な意見が出されるとともに、経済産業省からは、全印工連からの財産権に関する新たな要望は、今後、検討すること、また、ビジョン作りは、全印工連とよく話し合っていきたいと回答。総務省からは、「契約の方針」の実効性を高めるための自治体への周知・啓発を積極的に行う旨の説明があった。新しい「国民の祝日」の発表については、宮下一郎事務局長から、法律改正も必要なことから流動的である旨の説明があった。

今回の「基本方針」改正の動きは、官公需取引の改善に向け大きな前進になる。今後の課題は実効性の確保であり、総務省からの積極的に周知・啓発に期待するとともに、各組合員は改正内容を十分理解して、各自治体等へ改善を求める動きも期待されるところである。

（※1 コンテンツバイ・ドール制度とは、一言で言えば、知的財産権を受託者に残すことができ、それによって、受託者の制作へのインセンティブを高め、かつコンテンツの事業活動での二次利用を促進することを目的にしている制度）。